

令和元年5月7日

お客さま各位

広島県信用組合

キャッシュカード「1日あたりご利用限度額」変更に関する重要なお知らせ

平素より広島県信用組合をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、令和元年5月7日からの新オンラインシステムへの移行に伴い、お客さまのキャッシュカード「1日あたりご利用限度額」を、以下のとおり変更させていただきます。

お客さまには、ご不便をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

【1日あたりご利用限度額の変更内容】

ご対象	お取引の内容	令和元年5月2日（木）まで	令和元年5月7日（火）以降
個人のお客さま (個人事業主様を含む)	①ATMでの「ご出金」 ②ATMでの「お振込」 ③デビットカードのご利用	左記①②③ 合計50万円	左記①②③ 各々50万円 (①②③を合算しません)
法人のお客さま	④ATMでの「ご出金」 ⑤ATMでの「お振込」 ⑥デビットカードのご利用	左記④⑤⑥ 合計200万円	左記④⑤各々200万円 左記⑥50万円 (④⑤⑥を合算しません)

【他金融機関のATMでの「お振込」の「1日あたりご利用限度額」】

個人のお客さまの他金融機関のATMでの「お振込」の「1日あたりご利用限度額」は、上表②『ATMでの「お振込」』ではなく、上表①『ATMでの「ご出金」』と合算されたものとなります。

(法人のお客さまは、他金融機関のATMをご利用いただけません。)

【通帳によるATM出金の手続きをされたお客さまの「1日あたりご利用限度額」】

『通帳によるATMでの「ご出金」』と『キャッシュカードによるATMでの「ご出金」』は合算させていただきます。(上表①または④)

【令和元年5月2日（木）までに限度額を変更されたお客さまの「1日あたりご利用限度額」】

令和元年5月2日（木）までにキャッシュカード「1日あたりご利用限度額」をATMまたは窓口で変更されたお客さまについては、下記（例1）（例2）のとおりに、令和元年5月7日（火）以降も引き続き変更された「1日あたりご利用限度額」で「個人のお客さまは上表①②③」「法人のお客さまは上表④⑤⑥」をご利用いただけます。

(例1) 令和元年5月2日(木)までに「1日あたりご利用限度額」を100万円に変更された場合

ご対象	お取引の内容	令和元年5月2日(木)まで	令和元年5月7日(火)以降
個人のお客さま (個人事業主様を含む)	①ATMでの「ご出金」	左記①②③	左記①100万円
	②ATMでの「お振込」	合計100万円	左記②100万円
	③デビットカードのご利用		左記③ 50万円
法人のお客さま	④ATMでの「ご出金」	左記④⑤⑥	左記④100万円
	⑤ATMでの「お振込」	合計100万円	左記⑤100万円
	⑥デビットカードのご利用		左記⑥ 50万円

(例2) 令和元年5月2日(木)までに「1日あたりご利用限度額」を30万円に変更された場合

ご対象	お取引の内容	令和元年5月2日(木)まで	令和元年5月7日(火)以降
個人のお客さま (個人事業主様を含む)	①ATMでの「ご出金」	左記①②③	左記①30万円
	②ATMでの「お振込」	合計30万円	左記②30万円
	③デビットカードのご利用		左記③30万円
法人のお客さま	④ATMでの「ご出金」	左記④⑤⑥	左記①30万円
	⑤ATMでの「お振込」	合計30万円	左記②30万円
	⑥デビットカードのご利用		左記③30万円

<ご注意>

- 通帳によるATM出金の手続きをお申込み済の場合は、通帳によるATMのお引出しも「1日あたりご利用限度額」に含みます。
- ご利用限度額の増額・減額をご希望の場合は、お取引の営業店窓口またはお取引先係までお申し出ください。(お申し出の際には、お届出印鑑および運転免許証などご本人の確認ができる書類をご持参ください。)
- 振り込め詐欺など金融犯罪の未然防止に向け、必要最低限度の利用限度額を設定されることをお勧めします。
- 暗証番号は他人から類推されにくい番号とし、定期的に変更されるとともに、決してご本人以外の方に知らせないでください。

お問い合わせ先

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530 (フリーダイヤル)

受付時間：平日 9:00~17:00 (除く土・日・祝日、12/31、1/1~3)

